

岩手県妊産婦アクセス支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和2年3月24日付け医政第1461号
一部改正 令和5年3月27日付け医政第2407号
一部改正 令和6年6月28日付け医政第366号
一部改正 令和7年3月11日付け医政第1407号
一部改正 令和7年3月26日付け医政第1472号
一部改正 令和7年7月4日付け医政第449号

(目的)

第1 安心して妊娠及び出産ができる周産期医療提供体制を整備するため、母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（令和5年6月30日付けこ成母第34号こども家庭庁長官通知）、令和7年度（令和6年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（令和7年5月23日付けこ成母第762号こども家庭庁長官通知）、妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業実施要綱（令和6年4月1日付けこ成母第90号、医政発0401第3号こども家庭庁成育局長、厚生労働省医政局長連名通知。以下「国分娩時支援実施要綱」という。）、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（令和5年6月30日付けこ成母第36号こども家庭庁成育局長通知。以下「国妊婦健診時支援実施要綱」という。）、及び岩手県妊産婦アクセス支援事業実施要領（令和2年3月24日制定。以下「実施要領」という。）に基づき、市町村が行う妊産婦アクセス支援事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の対象経費及び補助額)

第2 補助金の対象経費は、別表第1に定める経費とする。

2 補助額は、次により算出された額とする。

- ① 別表第1の区分1に定める基準額（以下「区分1の補助基準額」という。）を助成対象者ごとに算出する。
- ② 区分1において、総事業費から寄附金その他の収入を控除した額と、対象経費の実支出額と、区分1の補助基準額とを比較していずれか低い額（以下「区分1の選定額」という。）を助成対象者ごとに算出する。
- ③ 区分1の選定額と別表第1に定める上限額を比較していずれか低い額（以下「区分1の補助基本額」という。）を助成対象者ごとに算出する。
- ④ 区分1の補助基本額を合計した額に、別表第1に定める補助率を乗じて得た額以内の額（算定された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）（以下「区分1の補助所要額」という。）を算出する。
- ⑤ 別表第1の区分2に定める基準額（以下「区分2の補助基準額」という。）を助成対象者ごとに算出する。
- ⑥ 区分2において、総事業費から寄附金その他の収入を控除した額と、対象経費の実支出額と、区分2の補助基準額とを比較していずれか低い額（以下「区分2の選定額」という。）を算出する。

いう。)を助成対象者ごとに算出する。

- ⑦ 区分2の選定額と別表第1に定める上限額(区分1の助成対象者については、上限額から区分1の補助基本額を差し引いた額)を比較していずれか低い額(以下「区分2の補助基本額」という。)を助成対象者ごとに算出する。
- ⑧ 区分2の補助基本額を合計した額に、別表第1に定める補助率を乗じて得た額以内の額(算定された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)(以下「区分2の補助所要額」という。)を算出する。
- ⑨ 区分3において、総事業費から寄附金その他の収入を控除した額と、対象経費の実支出額とを比較していずれか低い額(以下「区分3の選定額」という。)を助成対象者ごとに算出する。
- ⑩ 区分3の選定額と別表第1に定める上限額(区分1及び区分2の助成対象者については、上限額から区分1の補助基本額及び区分2の補助基本額を差し引いた額)とを比較していずれか低い額(以下「区分3の補助基本額」という。)を助成対象者ごとに算出する。
- ⑪ 区分3の補助基本額を合計した額に、別表第1に定める補助率を乗じて得た額以内の額(算定された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)(以下「区分3の補助所要額」という。)を算出する。
- ⑫ 区分1の補助所要額、区分2の補助所要額及び区分3の補助所要額を合計した額を補助額とする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、規則第5条の規定に基づく補助金の交付決定額に変更が生じない変更とする。

(申請の取下げ期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第5 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第6 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月28日から施行し、令和6年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月11日から施行し、令和6年12月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月4日から施行し、令和7年度事業の補助金から適用する。

別表第1（第2関係）

区 分	対象経費	基準額	上限額	補助率
1 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業（国補助事業）	ア 国分娩時支援実施要綱4（1）①及び4（2）①に規定する交通費	妊婦1人につき、タクシーにより移動した場合は実費額に0.8を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に0.8を乗じて得た額	1回の妊娠当たり100千円 ただし、算定に当たって、助成対象期間が2か年度に渡る場合で、前年度に補助金の交付を受けた者については、上限額から前年度の補助金の補助基本額を差し引いた額とする。	4分の3
	イ 国分娩時支援実施要綱4（1）②及び4（2）②に規定する宿泊費	妊婦1人につき、実費額（市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から、1泊当たり2千円を控除した額		
2 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業（国補助事業）	国妊婦健診時支援実施要綱別添23の4に規定する交通費	妊婦1人につき、市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に0.8を乗じて得た額		4分の3
3 妊産婦アクセス支援事業（県単独事業）	ア 実施要領第4第3項に規定する経費 ただし、区分1及び区分2に規定する対象経費を除く			2分の1
	イ 区分1及び区分2に規定する対象経費のうち、基準額の算定において控除した経費			

別表第 2（第 7 関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出 部数	提出期日
規 則 第 4 条 の 規 定 に よ る 書 類	1 岩手県妊産婦アクセス支援事業費 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 岩手県妊産婦アクセス支援事業費 補助金所要額調書 4 添付書類 (1) 収支予算書（見込書）の抄本 (2) 市町村が実施する妊産婦アクセ ス支援事業実施要綱 (3) その他知事が必要と認めるもの	第 1 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める。
規 則 第 6 条 第 1 項 第 1 号、第 2 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 承 認 を 受 け る 場 合 の 書 類	1 岩手県妊産婦アクセス支援事業費 補助事業変更（中止、廃止）承認申請 書 2 事業計画書 3 岩手県妊産婦アクセス支援事業費 補助金所要額調書 4 添付書類 (1) 収支予算書（見込書）の抄本 (2) 市町村が実施する妊産婦アクセ ス支援事業実施要綱 (3) その他知事が必要と認めるもの	第 4 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	変更（中止、廃 止）の理由が生 じた日から 10 日以内
規 則 第 13 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 書 類	1 岩手県妊産婦アクセス支援事業費 補助金請求書 2 岩手県妊産婦アクセス支援事業費 補助事業実績報告書 3 岩手県妊産婦アクセス支援事業費 補助金精算額調書 4 収支決算書（見込書） 5 添付書類 (1) 妊産婦アクセス支援事業助成金 申請書の写し（実施要領様式第 1 号） (2) 交通費に係る領収書の写し (3) 宿泊費に係る領収書の写し (4) その他知事が必要と認めるもの	第 5 号 第 6 号 第 7 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業を完了 した日（規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する事 業の中止又は廃 止の承認を受け た場合には、当 該承認の通知を 受理した日）か ら 30 日以内又 は補助金の交付 の決定を受けた 年度の 3 月 31 日のいずれか早 い日

様式第 1 号（別表第 2 関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏 名

岩手県妊産婦アクセス支援事業費補助金交付申請書

このことについて、補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助金申請額 金 円

うち妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業分	金	円
うち妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業分	金	円

関係書類

- 1 事業計画書（様式第 2 号）
- 2 岩手県妊産婦アクセス支援事業費補助金所要額調書（様式第 3 号）
- 3 収支予算書（見込書）の抄本
- 4 市町村が実施する妊産婦アクセス支援事業実施要綱
- 5 その他知事が必要と認めるもの

事業計画書

(市町村名：)

1 助成対象者数

助成対象予定人数	(人)	うち、前年度からの継続申請者数	(人)
----------	-----	-----------------	-----

(上記のうち、妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業分)

助成対象予定人数	(人)	うち、前年度からの継続申請者数	(人)
----------	-----	-----------------	-----

(上記のうち、妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業分)

助成対象予定人数	(人)	うち、前年度からの継続申請者数	(人)
----------	-----	-----------------	-----

2 助成見込額積算

(1) 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業（国補助事業） (単位：円)

区分	実費額又は旅費規程算出額	助成見込額	算出内訳
交通費			
宿泊費			
合計			

※ 「助成見込額」には、実費額又は旅費規程により算出した額から、交通費については0.8を乗じた額、宿泊費については1泊当たり2,000円を控除した額を記入すること。

(2) 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業（国補助事業）

(単位：円)

区分	実費額又は旅費規程算出額	助成見込額	算出内訳
交通費			
合計			

※ 「助成見込額」には、実費額又は旅費規程により算出した額から、0.8を乗じた額を控除した額を記入すること。

(3) 妊産婦アクセス支援事業（県事業）（上記（1）（2）を除く経費）

(単位：円)

区分	助成見込額	算出内訳
実施要領第4第3項に規定する経費 （国補助事業の対象経費を除く）		
(1)(2)の交通費の基準額算定控除分		
(1)の宿泊費の基準額算定控除分		
合計		

※1 「助成見込額」には、市町村の支出予定額を記入すること。

※2 「基準額算定控除分」には、国補助事業の補助基準額の算定に当たって控除した額を記入すること。

3 妊産婦アクセス支援事業（県事業）の助成内容

☐ 県実施要領と同じ☐ 市町村独自の規程あり（以下にその内容を記載すること）

--

岩手県妊産婦アクセス支援事業費補助金所要額調書

(市町村名)

(単位：円)

(注1) (F) 「選定額」欄には、(C)、(D)及び(E)を比較して少ない方の額を記入すること。

(注2) (I) 「補助基本額」欄には、(F)及び(H)を比較して少ない方の額を記入すること。

(注3) (J) 「補助所要額」欄は、(I)に4分の3を乗じた額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を記入すること。

(単位：円)

(注1) (F) 「選定額」欄には、(C)、(D)及び(E)を比較して少ない方の額を記入すること。

(注2) (I) 「補助基本額」欄には、(F)及び(H)を比較して少ない方の額を記入すること。

(注3) (I) 「補助所要額」欄は、(I)に4分の3を乗じた額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を記入すること。

(単位：円)

(注1) (F) 「選定額」欄には、(C) と (D) を比較して少ない方の額を記入すること。

(注2) (I) 「補助基本額」欄には、(F) と (H) を比較して少ない方の額を記入すること。

(注3) (J) 「補助所要額」欄には、(I) に2分の1を乗じた額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を記入すること。

(単位：円)

[illegible]

第 号
年 月 日

岩手県知事

様

市町村長 氏 名

岩手県妊産婦アクセス支援事業費補助事業

変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県妊産婦アクセス支援事業の実施について、次の理由により事業を変更（中止、廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

理 由

添付書類

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 岩手県妊産婦アクセス支援事業費補助金所要額調書（様式第3号）
- 3 収支予算書（見込書）の抄本
- 4 市町村が実施する妊産婦アクセス支援事業実施要綱
- 5 その他知事が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏 名

岩手県妊産婦アクセス支援事業費補助金請求書
年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知の
あった岩手県妊産婦アクセス支援事業が完了したので、岩手県補助金交付規則（昭和 32
年岩手県規則第 71 号）の規定により提出します。

記

金 円

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏 名

岩手県妊産婦アクセス支援事業実績報告書
年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定があった標記
事業に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1	精算額	金	円
うち妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業分			
		金	円
うち妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業分			
		金	円

- 2 岩手県妊産婦アクセス支援事業費補助金精算額調書（様式第 7 号）
- 3 収支決算書（見込書）
- 4 妊産婦アクセス支援事業助成金申請書の写し（実施要領様式第 1 号）
- 5 交通費に係る領収書の写し
- 6 宿泊費に係る領収書の写し
- 7 その他知事が認める書類

岩手県妊産婦アクセス支援事業費補助金精算額調書

(単位：円、日)

[illegible]

[illegible]

(単位：円、日)

[illegible]